

マネジメント・アプローチの短所である「企業の事業活動の障害」への対応について

（検討事項）

公開草案第46項では、マネジメント・アプローチの短所として、次の事項を挙げている。

（会計基準公開草案第46項）

その一方、マネジメント・アプローチに基づくセグメント情報は、米国会計基準の検討の際にも指摘されていたように、企業の内部組織の構造に基づく情報であるため、企業間の比較を困難にし、また、同一企業の年度間の比較が困難になるという問題点や、内部的に利用されている財務情報を基礎とした情報の開示を要求することは、企業の事業活動の障害となる可能性があるという短所があるとされている。

このうち、比較可能性の問題については、関連情報の開示により、補完的な情報を財務諸表利用者に提供することができると考えられている（公開草案第49項参照）。しかし、「企業の事業活動の障害」については、当員会の考え方や対応を明示していない。

最終公表に向けて、当委員会の考え方及び対応を整理・検討する。

1. 公開草案へのコメント

（日本経団連）

報告セグメントの決定における集約基準の厳格すぎる適用は、企業規模、企業固有の組織、多角化等の違いによって同業間でも企業内財務情報を基礎とした情報開示レベルに差を生じさせることになり、企業間の情報開示の不公平性や競争上の不都合を起こす可能性が高く、これに対する配慮が必要である。また、セグメンテーションの考え方には、一定の条件の下で企業の主張・ポリシーが反映されるべきである。したがって、第10項の「要件のすべてを満たす場合に集約できる」は、「概ね全ての要件を満たす場合に集約できる」に修正し、会計監査において適正性を担保することが適切である。なお、「概ね」とする場合の理由付けとして、第64項に「類似する事業かどうかについては最高経営意思決定機関による多面的な判断も考慮すべきであり、単純に外形面での判断のみで決定されるものではない」といった内容の記載を加えたらどうか。

(2)に関しては、指針9項の「当該要件に該当すると判断するためには、それらの事業セグメントが・・・」は、「当該要件に該当すると判断するためには、原則としてそれらの事業セグメントが・・・」に修正すべきである。

また、(3)に関しても「概ねすべての要素が類似している」としていただきたい。

（生命保険協会）

第46項において、マネジメント・アプローチの短所として「企業間の比較が困難

になる」、「同一企業の年度間の比較が困難になる」、「企業の事業活動の障害となる可能性がある」ことが指摘されているが、このうち「企業の事業活動の障害となる可能性がある」という問題は、企業にとって根本的に重大な問題であるにも拘わらず、検討の経緯が明記されておらず、また、「同一企業の年度間の比較が困難になる」という問題を除き、その影響を小さくするための特段の手当てがなされていない。

マネジメント・アプローチの採用を決する場合には、米国会計基準の検討の際にも指摘されていたというこれらの短所について慎重な検討を行うことが必要であり、既に検討が行われているということであれば、その経緯を結論の背景等で明記したうえで、必要に応じてこれらの短所による影響を小さくするための手当てについてご検討いただきたい。

（産業経理協会）

基準（案）第46項には、「内部的に利用されている財務諸表を基礎とした情報の開示を要求することは、企業の事業活動の障害となる可能性がある」とマネジメント・アプローチの短所が掲げられているが、この短所に関する対応も基準（案）では明らかではない。

なお、専門委員会等では、具体的な事業活動への障害として、より規模の大きい企業（典型的には、持株会社やカンパニー制を採用している企業）では単一のセグメントとして扱われる事業について、より規模の小さい同業企業では、これを内部管理による詳細な区分によって開示することになれば、これは、規模の小さい企業の事業活動に大きな影響を与えるという点や、単一製品・サービス、或いは単一顧客向けのセグメントが開示されてしまうことになれば、顧客からの値下げ要求にも繋がってしまうという点が指摘されている。

2. 国際的な会計基準における考え方

米国会計基準の記述

FAS 第 131 号の結論の背景には、次のような記述がある。

競争上の障害

109. 公開草案への多くの回答者は、本基準書に従ってセグメント情報を開示する結果としての競争上の障害の可能性に注目した。当審議会は、特定のセグメント情報から競争上の障害の可能性を削減する特別規定を採用することを検討したが、それに反対することに決定した。コメントへの勧誘、暫定的結論及び公開草案中にセグメントを開示することから生じる競争上の障害の詳細な例示を、当審議会は構成員に求めた。ある回答者は、公開企業はセグメントの開示を強制されない非公開企業又は外国の競争相手に対し不利になるであろうと述べた。他の回答者は、狭く定義

したセグメントに関する情報は、顧客との価格交渉又は競争入札の状況のもとで企業を不利にするであろうと示唆した。

110. ある回答者は、競争上の不利が存在する場合でも、それは非公開企業及び多くの外国企業より、企業に特定の有利性を与える資本市場により大きく接近するために企業が受け入れた義務の結果であると述べた。他の回答者は、大多数の競争相手は財務諸表中に開示された情報より、企業に関するより詳細な他の情報源を有しているため、企業は恐らく競争上の障害にはならないであろうと述べた。その上、事業セグメントに関して開示するよう要求された情報は、単一事業を有するより小さい企業が典型的に提供する情報より、更に詳細又は明細なわけではない。

111. 当審議会は、特定の構成員により提起された特定の懸念に同感していた。しかし、競争上の障害による免除は広い範囲にわたり本基準書に準拠しない手段を提供することになるであろうから、不適切であると当審議会は決定した。単一製品又は単一サービス・セグメントに対するある形式の救済を探究したが、一般目的財務諸表を発行するよう要求される多くの企業が、単一製品又は単一サービスを生産している。当該財務諸表には、企業の単一製品又は単一サービス・セグメントによって報告するのと同様の情報を含んでいるであろう。当審議会は、一般目的財務諸表を発行するよう要求される単一製品又は単一サービスを生産している企業は競争上の障害について同一の影響を受けているため、単一製品又は単一サービス・セグメントについて免除を規定することは不必要であると結論した。当審議会は、再審議中に行った4つの変更、即ち(a) 集計規準を変更し、(b) 報告すべきセグメントを識別する量的な重要性のしきい値を加え、(c) セグメント別に研究開発費及び負債を開示する要求を削除し、又、(d) 製品及びサービス並びに地域に関する第2水準の開示要求を、セグメントの基礎（Basis）の開示から、企業全体の基礎（Basis）の開示に変更したことによって、競争上の障害に関する懸念には実行可能な範囲で取り組んだことに注目した。

国際財務報告基準の記述

IFRS 第8号の結論の背景には、次のような記述がある。

競争上の障害による免除がないこと

BC43 審議会は、企業は開示が競争上の損害又は株主価値の侵害を引き起こす場合、IFRSを免除すべきかどうか議論した。審議会は、企業が「従うか又は説明する（comply or explain）」の原則により、企業が開示しない理由の開示を要求されることによる代替的なアプローチを検討した。

BC44 審議会は、「競争上の障害」による免除は、広義のIFRS違反の手段を提供するため、適切ではないと結論付けた。審議会は、ほとんどの競合他社は財務諸表以外に企業の詳細な情報源があるため、企業は要求される開示から競争上の障害を受けにくいことに着目した。

BC45 コメント提出者は、また、IFRSの要求は小規模の上場企業をIFRSの適用外の非上場会社と比べて不利にすると述べた。審議会は、**上場企業の比較優位又は比較劣位は審議会が考慮する事項ではない**ことに注目した。

上記のように、国際的な会計基準の検討においても、企業の競争上の障害については、マネジメント・アプローチを採用するにあたっての大きな問題点として検討されている。上記の結論の背景の記述から、国際的な会計基準のこの問題に対する考え方は次のように整理できる。

（実際に生じるであろう問題の指摘）

公開企業はセグメントの開示を強制されない非公開企業又は外国の競争相手に対し不利になる。

狭く定義したセグメントに関する情報は、顧客との価格交渉又は競争入札の状況のもとで企業を不利にする。

（問題は認識した上で、マネジメント・アプローチの修正は否定）

ほとんどの競合他社は財務諸表以外に詳細な情報源があるため、マネジメント・アプローチによるセグメント情報を開示したとしても、これが競争上の障害にはなりにくい。

競争上の不利が存在する場合でも、それは非公開企業及び多くの外国企業より、企業に特定の有利性を与える資本市場により大きく接近（greater access to capital market）するために企業が受け入れた義務の結果である。また、上場企業の比較優位又は比較劣位は審議会が考慮する事項ではない。

競争上の障害による免除は、広い範囲にわたり本会計基準に準拠しない手段を提供することになり、不適切である。

単一製品又は単一サービス・セグメントについては問題が大きいため、何らかの救済を検討したものの、一般目的財務諸表を発行するよう要求される多くの企業が、単一製品又は単一サービスを生産しており、当該財務諸表には、企業の単一製品又は単一サービス・セグメントによって報告するのと同様の情報を含んでいると考えられる。こうした点を考慮すれば、単一製品又は単一サービス・セグメントについて免除を規定することは不必要である。

(a) 集計規準を変更し、(b) 報告すべきセグメントを識別する量的な重要性のしきい値を加え、(c) セグメント別に研究開発費及び負債を開示する要求を削除し、又、(d) 製品及びサービス並びに地域に関する第2水準の開示要求をセグメント・ベースの開示から企業全体の開示に変更したことによって、競争上の障害に関する懸念には実行可能な範囲で対応した。

3. 対応の検討

（検討すべき事項）

マネジメント・アプローチの採用にあたり、その短所とされる「企業の事業活動への障害」について、当委員会はどのように考えるか。

（事務局案）次の考え方から、公開草案の扱いを修正しない。

- ・ 国際的な会計基準で採用されているマネジメント・アプローチは、（集約基準等が認められているものの、原則的な考え方は）「企業の経営者が意思決定に用いている情報」そのものを開示するという考え方であり、こうした情報が財務諸表利用者にとって有用とするものである。「企業の事業活動の障害」を重視し、公開草案の扱いを修正すれば、この原則が崩れてしまうことになる。
- ・ 企業の多角化の程度が異なれば、セグメントの区分方法が異なることになり、この点は従来のセグメント情報でも同様であると考えられる。事業がより多角化されている企業は、そうでない企業に比して、大きな事業の単位に区分して開示することとなると考えられる。
- ・ 公開草案の取扱いでは、セグメントの区分方法の考え方に、企業の主張・ポリシーを反映できないという懸念があるが、マネジメント・アプローチでは、事業セグメントの識別の段階でこれらが反映されることになる。
- ・ 公開草案でも、集約基準と量的基準を定めることで、企業が意思決定に利用している情報をそのままの形で開示するということは求めている。

以上